

福山市議会基本条例及び逐条解説

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議員の責務及び活動原則（第3条・第4条）
- 第3章 議会運営の原則（第5条—第7条）
- 第4章 議会の機能の強化（第8条—第12条）
- 第5章 市民との関係（第13条—第15条）
- 第6章 市長等との関係（第16条—第20条）
- 第7章 議会改革の推進（第21条）
- 第8章 議員の政治倫理（第22条）
- 第9章 議会及び議会事務局の体制整備（第23条—第25条）
- 第10章 議員の定数及び議員報酬（第26条・第27条）
- 第11章 最高規範性（第28条）
- 第12章 補則（第29条）

附則

（前文）

我が国において、住民の直接選挙によって選ばれた議員で構成される地方議会は、議事機関として位置付けられ、住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担い、議員は、住民の信託にこたえる責務を有している。

本市議会においても、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権の拡大が進む中、二代表制の下で、市長その他の執行機関との緊張ある関係を保ちながら、市政について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うことが求められるなど、議会が果たすべき役割及び責務はますます増大している。

本市議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市民に開かれた議会として、市民の意思を市政に反映させ、市民福祉の向上と市政の発展のために全力を尽くすことを決意し、ここに、議会に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

【解説】

地方議会の位置づけと役割、また議員の責務を明らかにし、本市を含めた地方議会の置かれている状況や今後議会が果たすべき役割及び責務を踏まえ、

福山市議会がこの条例を制定する理由、決意について述べています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な信託に的確にこたえるとともに、議会の活性化を図り、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例の目的は、地方の行政は住民自らの責任と負担で地方公共団体において処理するという地方自治の本旨に基づき、議会に関する基本的事項を定め、それに基づいて活動することにより、市民の信託にこたえ、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することであると定めています。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、市政における唯一の議決機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

【解説】

ともに市民の直接選挙によって選ばれた議員により構成される議会と市長によって市政が運営される二元代表制の地方制度において、議会は市民の意思を市政に反映させるため、公正な議論を行い、地方自治の本旨の実現を目指すことを定めています。

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務及び活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めなければならない。

2 議員は、市民の厳粛な信託にこたえ、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めなければならない。

4 議員は、自らの議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。

【解説】

第1項

議員は、議会が言論の府であり、議論を経て合議により意思決定を行う合議制の機関であることを認識して、市民の意思の反映のために積極的な議論を行うことを定めています。

第2項

議員は、市民により選ばれた市民の代表として、市政全般の課題や市民の意思を的確に把握し、市民全体の福祉の向上のために活動することを定めています。

第3項

議員は、その役割や責務を果たすために、日常の調査活動や研修を行うことにより、議員としての資質の向上を図ることを定めています。

第4項

議員は、自らが行う議会活動について、市民に対して情報発信を行い説明する責任があることを定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、議会運営、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

第1項

議員は、議会活動を行うために、議会において会派を結成することができることを定めています。

第2項

会派は、政策などについて同じ基本的な考え方をを持った議員で構成して活動することを定めています。

第3項

会派は、議会運営、政策決定、政策立案、政策提言等に関して、会派間で意見の調整を行い、合議制の機関としての合意形成に努めることを定めています。

第3章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第5条 議会は、市の基本的な政策決定、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、合議制の機関として円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

2 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするよう努めなければならない。

3 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

【解説】

第1項

議会在持つ機能を十分に発揮するため、議論を経て合議により意思決定を行う合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営をすることを定めています。

第2項

議長や副議長を選出するときの経過を明らかにするよう努めることを定めています。

第3項

地方自治法第104条に、議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表すると規定されており、これらの権限に基づき、中立公正な職務遂行と民主的で効率的な議会運営を行うことを定めています。

(委員会)

第6条 議会は、行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会は、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

3 常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。

4 委員会は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

5 委員会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策

的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。

6 委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

7 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査し、又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

【解説】

第1項

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会にはそれぞれ異なる専門性や特性があり、市政の課題等に対応するために、それらを考慮して委員会を適切に活用することを定めています。

第2項

委員会の持つ機能を十分発揮できるように運営することを定めています。

第3項

常任委員会の活動は原則として会期中しかできませんが、手続を経て、閉会中においても積極的に活動することを定めています。

第4項

委員会は原則公開することとしていますが、審査に当たっては、傍聴者等にその資料等を積極的に公表して、市民に分かりやすい議論をするよう努めることを定めています。

第5項

委員会は、地方自治法上の制度である公聴会制度や参考人制度を活用して市民の意見等を聴き、議会での議論に反映させるよう努めることを定めています。

第6項

委員会は、請願の審査において必要があるときは、参考人制度の活用等により、提出者の意見を聴く機会を設けることを定めています。

第7項

委員会は、通常は議会の委員会室等で開かれますが、必要があるときは、それ以外の場所でも開くことができることを定めています。

(議会の説明責任)

第7条 議会は、議会運営、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、市民に対して説明する責務を有する。

【解説】

議会は、議会が行うさまざまな活動について、市民に対して情報発信を行い説明する責任があることを定めています。

第4章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第8条 議会は、政策決定並びに市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能の強化を図るものとする。

【解説】

議会の役割や責務を果たすため、議会の持つ機能を強化することを定めています。

(研究会等の設置)

第9条 議会は、市政の課題に関する研究のため必要があると認めるときは、議員で構成する研究会等を設置することができる。

【解説】

市政の課題等について研究、検討するために必要があるときは、地方自治法に基づく委員会とは別に、任意の研究会等を設置し活動することができることを定めています。

(議員間討議)

第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会及び前条の規定により設置される研究会等において、積極的な議員間の討議に努めるものとする。
2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に積極的に取り組むものとする。

【解説】

第1項

合議制の機関としての議会の機能を発揮するために、委員会及び研究会等において議員間の討議を積極的に行うことを定めています。

第2項

議員同士の議論を十分に行うことによって合意形成を図り、政策立案や政策提言を積極的に行うことを定めています。

(調査活動等)

第11条 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。

【解説】

地方自治法第100条を初めとした調査権に基づき、市の事務に関する調査を行い、市政運営を監視することを定めています。

(政務活動費)

第12条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 議会は、政務活動費の使途の透明性の向上に努めるものとする。

4 政務活動費の交付に関しては、別に条例の定めるところによる。

【解説】

第1項

地方自治法第100条第14項の規定により、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、市が定める条例に基づき交付される政務活動費を有効活用し、積極的に調査研究を行うことを定めています。

第2項

政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明をすることを定めています。

第3項

議会は、政務活動費の収支報告書等を公開するなどして、使途の透明性の向上に努めることを定めています。

第4項

政務活動費の交付については、福山市議会議員の政務活動費の交付に関する条例によることを定めています。

第5章 市民との関係

(市民の参加機会の充実)

第13条 議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するとともに、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図るものとする。

2 議会は、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めるとともに、当該報告に係る市民の意見を聴取すること等により、議会運営の改善を図るものとする。

【解説】

第1項

議会報告会の開催など市民が議会の活動に参加できる機会を確保し、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図ることを定めています。

第2項

市議会だよりの発行や議会報告会の開催等により、市民に本会議や委員会等の議会活動について情報発信するよう努め、それに対する市民の意見を聴取するなどして、議会運営を改善することを定めています。

(情報公開の推進)

第14条 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会が保有する情報の提供に努めなければならない。

【解説】

市民に開かれた議会として、議会が保有する情報の提供に努めることを定めています。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

【解説】

議会だよりの発行や議会報告会、インターネット等の多様な広報手段を活用し、市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動を行うことを定めています。

第6章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第16条 議会は、二代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。

- 2 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- 3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、その発言の趣旨の確認等のため質問することができる。

【解説】

第1項

市民の直接選挙で選ばれた議員で構成する議会と市長はともに市民の代表で対等であり、議会は合議制で議決権を有し、市長は独任制で執行権を有するという立場や権能の違いを尊重し、お互いの緊張関係を保持し、事務の執行の監視や評価とともに、政策立案や提言を行い、市民福祉の向上と市政の発展を目指すことを定めています。

第2項

本会議における質問等については、その内容等に応じて一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制によって行うこととし、論点や争点を明確にして行うことを定めています。

第3項

市長等が、議長や委員長長の許可を得て、質問等の趣旨を確認するために質問できる反問権について定めています。

(重要な政策等の説明及び審議)

第17条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
 - (2) 検討した他の政策案等との比較検討
 - (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況
 - (4) 総合計画における根拠又は位置付け
 - (5) 関係法令及び条例等
 - (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたる効果及び費用
 - (8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項
- 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資

する審議に努めるものとする。

【解説】

第1項

市長が提案する重要な政策等について、審議の参考にするため8項目にわたる内容の説明を求めることを定めています。

第2項

市長から提出された重要な政策等の資料を活用し、その論点や争点を明らかにし、執行後の政策評価に役立つ審議を行うことを定めています。

(予算・決算審議における説明)

第18条 議会は、市長が予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。

【解説】

予算や決算の審議をするとき、議会の審議が十分に行えるよう、市長に対して分かりやすい説明資料の作成を求めることを定めています。

(監視及び評価)

第19条 議会は、市長等の事務の執行が公平・適正に、また、効率的かつ効果的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

【解説】

第1項

市長等の事務執行の監視と、必要があるときは適切な措置を講じるよう促すことを定めています。

第2項

市長等の事務執行の効果及び成果の評価と、必要があるときは適切な措置を講じるよう促すことを定めています。

(法第96条第2項の議決事件)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定めるに当たっては、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性和を比較考量するものとする。

【解説】

地方自治法第96条第1項において議会が議決すべき事件として定められている条例の制定、改廃や予算など15項目のほかに、議決権拡大のため、第2項において条例により議決すべきものを定めることができるとされており、その議決すべきものを条例で定めるときは、議会の監視機能上の必要性和市長の執行上の必要性和を考えあわせることを定めています。

第7章 議会改革の推進

(議会改革の継続的な取組)

第21条 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

【解説】

第1項

市政の課題に適切かつ迅速に対応できるように、継続的な議会改革に取り組むことを定めています。

第2項

議会は、会議規則、委員会条例、議会運営に関する申し合わせ等に基づいて活動していますが、市民に分かりやすい議会運営を行うため、これらを継続的に見直すことを定めています。

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。

【解説】

第1項

議員は、市民の直接選挙により選ばれた市民の代表であり、厳粛な信託にこたえるために、政治倫理の向上と確立に努めなければならないことを定めています。

第2項

議員の政治倫理に関しては、福山市議会議員政治倫理条例によることを定めています。

第9章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第23条 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議員が政策形成、政策立案、政策提言等を行う能力を向上させるために、議員研修を充実強化することを定めています。

(議会事務局の強化)

第24条 議会は、議会の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能、法務機能等の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

【解説】

議会の政策立案等の機能を高めるとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議長及び議員の職務を補助する議会事務局の調査機能や法務機能等の諸機能の充実強化や体制整備を行うことを定めています。

(議会図書室)

第25条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

【解説】

地方自治法第100条第18項及び福山市議会図書室規程に基づき、適正

な管理運営と図書，資料等を充実させることを定めています。

第10章 議員の定数及び議員報酬

(議員の定数)

第26条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員の定数は、別に条例の定めるところによる。

【解説】

第1項

議員の定数は、議会運営が効率的、能率的に行われるという視点からだけでなく、市民の代表機関である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることができるよう適正に決めることを定めています。

第2項

定数を改定するときは、公聴会制度や参考人制度等を活用して市民の意見を聴くとともにそれを反映させるよう努めることを定めています。

第3項

議員の定数は、福山市議会議員定数条例によることを定めています。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。

2 議員報酬は、別に条例の定めるところによる。

【解説】

第1項

本市議会の議員報酬は、福山市特別職報酬等審議会の意見を聴いて定めることになっていますが、議員報酬は社会経済情勢等を踏まえて、議員の活動状況を反映することに主眼を置いて決めることを定めています。

第2項

議員報酬は、福山市議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例によることを定めています。

第 1 1 章 最高規範性

(最高規範性)

第 2 8 条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めた最高規範として、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

【解説】

第 1 項

この条例を議会における基本的な事項を定めた最高規範と位置づけ、議会に関する条例等の解釈や制定、改廃をするときは、この条例の趣旨を尊重した運用等をすることを定めています。

第 2 項

この条例や議会に関する他の条例等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえることを定めています。

第 3 項

この条例が議会の基本的事項を定めた最高規範の性格を持つことから、議員にこの条例の理念を浸透させるため、4年に一度の一般選挙による改選後速やかに研修を行うことを定めています。

第 1 2 章 補則

(条例の見直し)

第 2 9 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

【解説】

常に市民の意思や社会情勢の変化等を勘案し、必要があるときは、この条例の規定について検討し、見直し等を行うことを定めています。

附 則

この条例は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第83号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。